

【非営利法人の概要】

令和 5年 5月28日
公益財団法人神奈川県スポーツ協会
クラブアドバイザー長門旬也

社団法人とは？

社団法人は、ある共通の目的を持って集まった「非営利の団体」に付与する法人格です。そのため、社団法人の事業で利益を得たとしても、それを構成員に配当することはできません。団体の活動の用途にのみ剰余金を利用できるという点が、株式会社などの企業とは異なるところです。

社団法人は、「一般社団法人」と「公益社団法人」の2種類に分けられます。

➤ 一般社団法人

一般社団法人は、登記のみで構成員2人から設立が可能です。また、出資金も不要なため、法人設立のハードルは比較的低いといえます。一般社団法人の運営資金として、返済義務のある負債にはなりますが、構成員や構成員以外の第三者から拠出を受けて調達することも可能です。このような資金調達方法を「**基金制度**」といいます。

理事の選定方法：一般社団法人は最低でも1名以上、理事会を設置している場合は、3名以上の理事を置く必要があります。そして、理事は、社員総会の普通決議によって選任されます。具体的には、定款に別段の定めがある場合を除き、「社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数」で決することになります。ここでの「社員」は株式会社の従業員等のことではなく、一般社団法人の構成員（議決権を有するメンバー）の意味です。なお、社員総会以外の機関で理事を選任する旨を定款に定めたとしても無効となり、社員総会でしか決議できないことになっています。これを社員総会の専決事項といいます。また、定款で決議要件を厳しくすることができます。そして決議要件を普通決議以外に変える場合は、定款への記載が必要です。

（特別決議にした場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2で決することになります）そのため、もし一般社団法人を設立するとき、理事の選任を厳しくしておきたいというときは、設立時の定款にその旨を条文として記載しておくといでしょう。

代表理事の選定：一般社団法人の代表権を持つ代表理事を選定する場合は、その一般社団法人に理事会を設置するかしないかによって、選定の要件が異なります。

①理事会を設置しないとき

一般社団法人に理事会を設置しない場合（設立当初の一般社団法人は規模が小さいことが多いため、理事会を設置しないケースが多いです）、原則的には理事それぞれが代表権を持つ代表理事となります。2名の理事が存在する一般社団法人では、その2名の理事とも代表権を持つイメージです。

このような理事全員に代表権のある状態がまずいときは、一般社団法人設立時の定款で、直接に「代表理事は誰々とする」と決める。あるいは、社員総会の決議によって決めるなど、いくつかの方法の中から代表理事の選定方法を規定しておく必要があります。

②理事会を設置するとき

一般社団法人に理事会を設置する場合は、理事の中から代表理事を選定することは理事会の権限となります。これは法律上の要請ですから、理事会を設置するものの定款に「代表理事は社員総会で選定する」といった規定を置くことはできません。

監事の選定：監事の選任は、原則として、社員総会の普通決議で行うこととなっております。ですので、定款に社員総会の決議について定めている場合にはその方法、定めていない場合には、過半数出席・過半数賛成で

選任することになります。

また、監事を置く一般社団法人では、必要に応じて、監事の人数の上限・下限などを定款に定めることができます。そのため、必要に応じて、監事の選任方法として普通決議とは異なる議決方法を定めたり、また監事になることのできる条件を定めたりすることができます。

監事を置くかどうかは任意ですので、置かなくても問題ありません。ただし、理事会を設置する場合には必ず1名以上置かなくてはなりません。また、理事会を設置していなくても、監事設置法人として定款に記載している場合は、監事の選任が必要です。

社員総会を開催するときに監事の選任に関する議案を社員総会に提出する必要がありますが、この監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければなりません。従って、この監事の同意については、監事の同意書を書面でもらっておく必要があります。これは、就任承諾書とは異なりますので注意が必要です。

➤ 公益社団法人

団体の「非営利性」だけでなく、事業内容の「公益性」が認められる場合、公益社団法人となって税制上の優遇措置を受けることができます。

公益社団法人とは、行政庁（内閣府または都道府県）による公益認定を受けた社団法人のことですが、公益社団法人になるには、まず一般社団法人を設立し、その後公益認定を受けて、公益社団法人として登記するという手順が必要です。

財団法人とは？

財団法人は、ある共通の目的のもとに拠出（寄贈）された「財産」の集まりに付与する法人格です。一般的な法人との大きな違いは、「人」の集まりではなく「財産そのもの」を意味するという点で、当該財産の運用益が財団法人の運営資金のおもな財源となります。

財団法人には、「一般財団法人」と「公益財団法人」の2種類があります。

➤ 一般財団法人

一般財団法人は登記のみで設立可能ですが、評議員および理事を各3人以上、監事1人以上を集める必要があります。設立者が兼務する場合で少なくとも7人の役員を要します。その他、300万円以上の財産を拠出すること、その運用益を運営資金とすることが、一般財団法人の設立条件です。

一般財団法人をさらに細分化すると、「非営利型法人」と「非営利型法人以外の法人」に分けられます。非営利型法人は、利益の分配を行わない一般財団法人です。ただし非営利とはいっても、利益の分配を行わないだけで、事業によって利益を上げることには何の問題もありません。非営利型法人の場合、収益事業の所得のみが課税対象となるという税制上のメリットがあります。

一方、非営利型法人以外の一般財団法人は、事業を営むうえで非営利性を強制されません。ただし、法人税法上は普通法人として扱われ、すべての所得に対し課税されます。

➤ 公益財団法人

公益財団法人とは、行政庁（内閣府または都道府県）による公益認定を受けた財団法人のことです。公益社団法人と同様に、公益財団法人になるには、まず一般財団法人を設立し、そのあとで公益認定を受けます。

公益財団法人のメリットは、公益目的事業の所得が課税対象にならないという税制上の優遇措置がある点です。現在のところ、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」など、23種類の事業が公益目的事業として認められています。

23種類の公益目的事業については、以下のリンクをご確認ください。

参考：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 別表（第二条関係） | e-Gov 法令検索

NPO法人とは？

NPO法人（Non-Profit Organization：特定非営利活動法人）は、特定非営利活動を行なう団体に付与する法人格です。特定非営利活動とは、不特定多数の人の利益を実現する目的で行なわれる、NPO法で定められた20分野の社会貢献活動のことを指します。例えば、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」などです。

20分野の社会貢献活動については、以下のリンクをご確認ください。

参考：特定非営利活動(NPO法人)制度の概要 特定非営利活動とは | 内閣府

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/nposeido-gaiyou>

なお、NPO法人を設立するには、理事3人以上、監事1人以上が必要で、さらに常時10人以上の構成員を有することが要件となっています。

NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業(その他の事業)を行うことができます。この場合、「その他の事業」に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

人格なき社団（任意団体）への報酬の源泉徴収の要否について

任意団体（人格なき社団）とは、△△連絡協議会、〇〇スポーツクラブ、などの、法人格をもたない団体のことをいいます。

所得税法上の定義：多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいいます。では、任意団体（税法上は人格なき社団とされ、法人ではありません）に報酬の支払いを行ったとき、源泉徴収の必要があるのかが問題となります。

結論としては、任意団体の種類によって異なります。源泉徴収の対象となるのは相手先が**個人の場合のみ**です。法人に対する支払いは一部の例外を除き、**源泉徴収の対象とはされていません**。

よってその任意団体が個人とみなされるのか否かが重要となります。

以下の2点を考慮して判断することになります（所得税法基本通達204-1）。

※どちらかに当てはまれば法人とみなされ源泉徴収の対象となりません。

- ①支払を受ける者が、法人税を納付する義務があること。
- ②定款、規約又は日常の活動状況からみて個人の単なる集合体ではなく団体として独立して存在していること。すなわち、これら2点の**どちらかに当てはまれば法人**とみなされ、支払の際に源泉徴収は必要ありません。一方で、2点のどちらにも当てはまれなければ個人とみなされ、支払の際に源泉徴収が必要になります。

報酬の支払いの際に相手先によく確認する必要があるのでご注意ください。

ちなみに上記2点の立証責任は相手先にあるため、不明であれば個人とみなして源泉徴収しておくことが無難と考えられます。源泉徴収は義務ですので、間違えないように留意することが重要です。

社団法人、財団法人、NPO 法人の違い

(1) 「運営基盤」の違い

- ・社団法人：ある共通の目的を持つ「人」の集まり
- ・財団法人：ある共通の目的のもとに拠出（寄贈）された「財産」の集まり
- ・NPO 法人：特定非営利活動の実施を目的とする「人」の集まり

(2) 「組織形態」の違い

- ・社団法人：「構成員≒株主」「理事≒取締役」のように、株式会社に一部類似した組織形態がある
- ・財団法人：財産の集まりであり、構成員の概念はない
- ・NPO 法人：構成員（社員総会での議決権を持つ正会員）・理事・監事により構成される

(3) 「設立要件」の違い

- ・社団法人：構成員 2 人以上
- ・財団法人：拠出財産 300 万円以上
- ・NPO 法人：構成員 10 人以上

(4) 「運営資金」の違い

- ・社団法人：構成員などが拠出する基金を運営資金とし、設立時に必要な金額の規定はない
- ・財団法人：設立時に出資者から 300 万円以上の財産の拠出（寄贈）を受け、その運用益を運営資金とする
- ・NPO 法人：構成員の会費、支援者からの寄付金、政府の助成金などを運営資金とし、設立時に必要な金額の規定はない

社団法人、財団法人、NPO 法人に関する Q & A

Q：法人の活動に何らかの制限はありますか？

A：社団法人・財団法人の場合、活動に制限はありません。

ただし NPO 法人の場合は、NPO 法で定められた特定非営利活動のみに限られます。

Q：法人設立に費用はかかりますか？

A：社団法人・財団法人を設立する際には、定款認証手数料や登録免許税など、約 11 万円の法定費用がかかります。また財団法人は、設立時に 300 万円以上の財産拠出が必要です。

一方、NPO 法人の場合は法定費用がかからず、設立時に必要な金額の規定もないため、少額の資金で設立できます。

Q：法人設立の手続きは個人でもできますか？

A：法人設立の手続きは個人でも可能ですが、煩雑な作業が多く、ある程度の専門知識も必要です。手間や時間をかけず、不備なくスムーズに手続きを進めるには、法人設立の専門家に相談するのが無難でしょう。

Q：一般社団法人において会員制度を採用し、会費を徴収することはできますか？また、その際、会費の徴収は必須でしょうか？

A：会費の徴収は可能ですが、必須ではありません。正会員・賛助会員などの種別を設け、それぞれに会費を設定するような運用方法が一般的です。会員制度を採用する際には、あらかじめ会費規程などで詳細を明らかにしておくといでしょう。

Q：社団法人から財団法人へ法人格を変更できますか？また社団法人と財団法人の合併は可能ですか？

A：社団法人から財団法人への法人格の変更はできません。法人格を変更したい場合は、一度組織を解散・清算し、新しく法人を設立する必要があります。

一方、社団法人と財団法人の合併は可能です。合併前に社団法人がすべての基金を清算していれば、合併後に存続させる法人は社団法人・財団法人のどちらでも問題ありません。

Q：公益法人になれば、補助金を受けやすくなりますか？

A：公益法人になったからといって、補助金を受けやすくなることはありません。補助金の交付は、その交付目的や申請者の事業内容に応じて決定されるためです。補助金採択を目的に公益法人の設立を考えている方は、ご注意ください。